

産後ケア事業のご案内

～産後の安心サポート～



R7. 4月～

出産後のお母さんや赤ちゃんが安心して過ごせるようにサポートします。
体調が良くない、授乳がうまくいかず辛い、赤ちゃんのお世話がわからない、
自宅での子育てを手伝ってくれる人がいなくて不安などの場合、産後ケア事業をご利用ください。

利用できる方

○泉佐野市在住の産後1年未満の産婦と乳児

○産後に心身の不調または育児に不安がある方で家族等のサポートが得られにくい方。

※但し、医療行為が必要、感染症疑いがあるお母さん、赤ちゃんは利用できません。

ケア内容及び自己負担額

- 母へのケア（母体の健康相談、乳房ケア、休息の確保 等）
- 児へのケア（乳児の健康状態の確認、体重等の発育の確認 等）
- 授乳相談、沐浴の実施もしくは相談、児へのかかわり方の相談、育児相談 等



	食事	利用者負担金 ※1		利用期間
		課税世帯	非課税世帯・ 生活保護世帯	
ショートステイ （宿泊のご利用） 原則午前10時～翌日午前10時	1泊3食	1泊2日：3,300円 （多胎児加算1,500円）	無料	合わせて 7日間まで
デイサービス （日帰りのご利用） 原則午前10時～午後7時	1日2食	1日：1,800円 （多胎児加算900円）	無料	
短時間デイサービス 原則2時間程度	なし	2時間：490円 （多胎児加算240円）	無料	3回まで

※上記以外のケアをご利用された場合は、別途自己負担が必要となります。

※利用者負担金は施設でお支払いください。

利用方法

泉佐野市こども家庭課に事前申請が必要です。 （原則、利用希望日の3開庁日前まで）

1. 利用申請： ご希望の方は事前に申請が必要となります。窓口またはオンライン（枠内QRコード）で受付をしております。「産後ケア利用申請書兼情報提供書」を、こども家庭課に提出してください。

 ※申請受付の際に、現在の母子のご様子や希望のケア内容等をお伺いいたします。
 ※ご利用されるご本人（母）以外の、代理の方の申請も可能です。（出産前の申請可）
2. 利用決定： こども家庭課にて利用の可否の検討及び施設と希望日時の調整を行い、決定後「産後ケア事業利用承認通知書」をご自宅へ郵送します。
3. 利 用： 「産後ケア事業利用承認通知書」を施設にご持参の上、ご利用ください。

利用の取消し・変更

○利用の申請内容の変更や利用の辞退をする場合は、利用施設に直接連絡するとともに、「産後ケア事業利用変更（辞退）申請書」をこども家庭課まで提出してください。（キャンセル料が発生する場合があります）

○何等かの理由で利用を中断した場合は、1日分（1回分）を利用したものとし、一部負担金をお支払いください。ただし、ショートステイについては、午後7時までに利用を中断した場合は、デイサービスに切り替えて利用したものとししますので、その額をお支払いください。

宿泊利用に必要なもの

母子健康手帳・マイナ保険証等・必要な母子の衣類、洗面用具、オムツ、おしり拭き、ミルク、哺乳瓶等、詳細は各施設にご確認ください。

利用できる施設

施設名	所在地	電話番号	ショート	デイ	短時間デイ	利用可能月齢
谷口病院	泉佐野市大西 1-5-20	463-3232	○	○	○	産後4か月未満
笠松産婦人科	阪南市鳥取中 192-2	471-3222	○	○	○	
おさきマタニティークリニック	貝塚市堀 2-19-15	423-1103	○	○		産後3か月未満
あかね・レディースクリニック	貝塚市石オ 552	436-3541		○		産後2か月未満
阪南市民病院	阪南市下出 17	471-3321		○	○	産後1年未満
きた助産所	泉佐野市上之郷 5090-5	475-7313	○	○	○	
津田助産院	岸和田市下野町 2丁目2-1	468-6630	○	○	○	

※里帰り等により上記施設以外の産後ケア施設を利用希望の場合、一旦利用料金を全額支払った後に、利用料金の一部を助成する制度（償還払い）があります。里帰り先の市町村が産後ケア事業を委託している病院等であることに限ります。

泉佐野市こども家庭課に事前の申し込みが必要ですので、利用前にお問い合わせください。

その他注意点等

- ・施設により利用できる月齢が異なります。利用可能月齢をご確認ください。
- ・きょうだいのご利用については原則できません。申請の際にご相談ください。
- ・利用時期が年度をまたぐ場合は、新年度に新規申請が必要です。

問い合わせ先・窓口 泉佐野市こども家庭課

電話：072-463-1212 FAX：072-469-3363